

令和7年度 第1回 美しい宮崎づくり推進有識者会議

令和7年7月30日

宮崎県都市計画課美しい宮崎づくり推進室

美しい宮崎づくり推進計画に基づく 令和6年度における各施策の取組状況に対す る評価・検証

美しい宮崎づくりの推進について

1 美しい宮崎づくり推進計画の概要

美しい宮崎づくり推進計画は、良好な景観の保全・創出・活用を通じ魅力ある地域をつくることを目的に、平成29年11月に策定。

計画期間は、平成29年度から令和8年度の10年間で、特に取り組むべき3つの重点施策を推進することとしています。



美しい宮崎づくりの推進について

2 美しい宮崎づくり推進計画の主な数値目標進捗状況

主要指標(単位)	基準値	実績値	目標値	進捗率	担当課
	H28	R6	R8	%	
美しい宮崎づくりSNSのフォロワー等の数 (Facebook、Instagram、YouTube)	-	3,277	5,000	66%	都市計画課 美しい宮崎 づくり推進室
美しい宮崎づくり活動団体登録数	-	171	500	34%	都市計画課 美しい宮崎 づくり推進室
県管理道路の沿道修景美化に関する 維持管理協定の締結団体数	4	17	16	106%	道路保全課
道路愛護活動支援事業 協定締結団体数 (再掲)	160	226	210	108%	道路保全課
河川パートナーシップ事業参加 団体数	647	759	670	113%	河川課

美しい宮崎づくりの推進について

3 令和6年度の施策の取組状況

重点施策1 景観による地域のブランド力向上

(1) 価値の高い景観づくり

- ① 市町村等による景観阻害要因の除却及び緑化による修景
- ② 宮崎県公共事業景観形成指針に基づく公共事業の実施
- ③ 美しい宮崎づくり活動団体が実施する景観形成活動への支援

(2) 発信力の強化

- ① インスタグラムによる県内の景観資源等の情報発信
- ② 県内各地での美しい宮崎づくりパネル展による情報発信



(1)① 市町村等の緑化による修景
(日向市：コンテナガーデン展)



(1)② 周辺景観との調和に配慮した
道路工事
(小林市：
県道小林えびの高原牧園線)



(2)① インスタグラム
投稿写真

美しい宮崎づくりの推進について

重点施策2 景観を生かした“おもてなし”

(1) 魅力ある観光地づくり

- ① 美しい宮崎づくり活動団体による観光地の景観の磨き上げ
- ② 美しい宮崎づくり活動団体を実施する景観形成活動への支援
- ③ 地域の観光資源を生かした体験メニューの販売促進
- ④ 地域協議会が行う農泊推進に係る取組への支援

(2) 快適に観光できる環境づくり

- ① 道路愛護デー等における道路一斉清掃の開催
- ② 美しい宮崎づくり活動団体を実施する景観形成活動への支援
- ③ 稼ぐ観光地づくりのための事業に取り組む市町村等に対する補助

(3) ビッグイベントに向けた環境づくり

- ① 美しい宮崎づくり活動団体等による主要アクセス道路等の沿道修景
- ② 市町村等による景観阻害要因の除却及び緑化による修景



(1)①② 景観の磨き上げ
(日向市：庄手の自然を守る会)



(2)② 遊歩道の樹木案内板の設置
(延岡市：ひむか感動体験ワールド)



(3)① 五ヶ瀬川堤防沿いにおける植栽活動

美しい宮崎づくりの推進について

重点施策3 宮崎を美しくする人づくり

(1) 気運の醸成

- ① 美しい宮崎づくりのつどいの開催
- ② 美しい宮崎づくり大賞等の表彰
- ③ 美しい宮崎づくり活動団体登録制度の普及

(2) 未来の景観を担う人づくり

- ① 景観まちづくりアドバイザーの派遣
- ② 小中高生等を対象とした景観学習への支援

(3) 連携体制づくり

- ① 景観形成促進機構のノウハウを活かした景観啓発事業
- ② 美しい宮崎づくり活動団体が行う景観形成活動への支援



(1)② 美しい宮崎づくり大賞等
表彰式

(2)② 中学生を対象とした景観学習
腐葉土作りと植栽活動（高千穂町）

(3)① 景観形成促進機構のノウハウを
活かした景観啓発事業

美しい宮崎づくりの推進について

4 今後の取組について

(1) 「美しい宮崎づくり推進計画」の更なる推進

全県・全庁的な取組により、既に数値目標を達成した指標も見られる一方、進捗率が低い指標も見られる。

引き続き「美しい宮崎づくり」に関する各事業がより充実したものとなるよう、市町村や関係団体等との連携強化に努めるとともに、現計画の終期を見据え、各施策の検証を行いながら、計画改定に向けた検討を進める。

(2) 景観を生かしたおもてなし

インスタグラムを活用した情報発信や、景観形成活動支援補助金の採択項目に「おもてなし」に関する項目を入れるなど、「美しい宮崎づくり」に関する啓発に一定の成果があった。

今後の取組として、「美しい宮崎づくり」に関する情報発信や、県内各地の活動支援を通じ、国スポ・障スポなどの本県で開催されるイベントの会場周辺や沿道等における、来県者への景観を生かしたおもてなしの気運醸成を図る。

(3) 美しい宮崎づくりを支える人材育成の促進

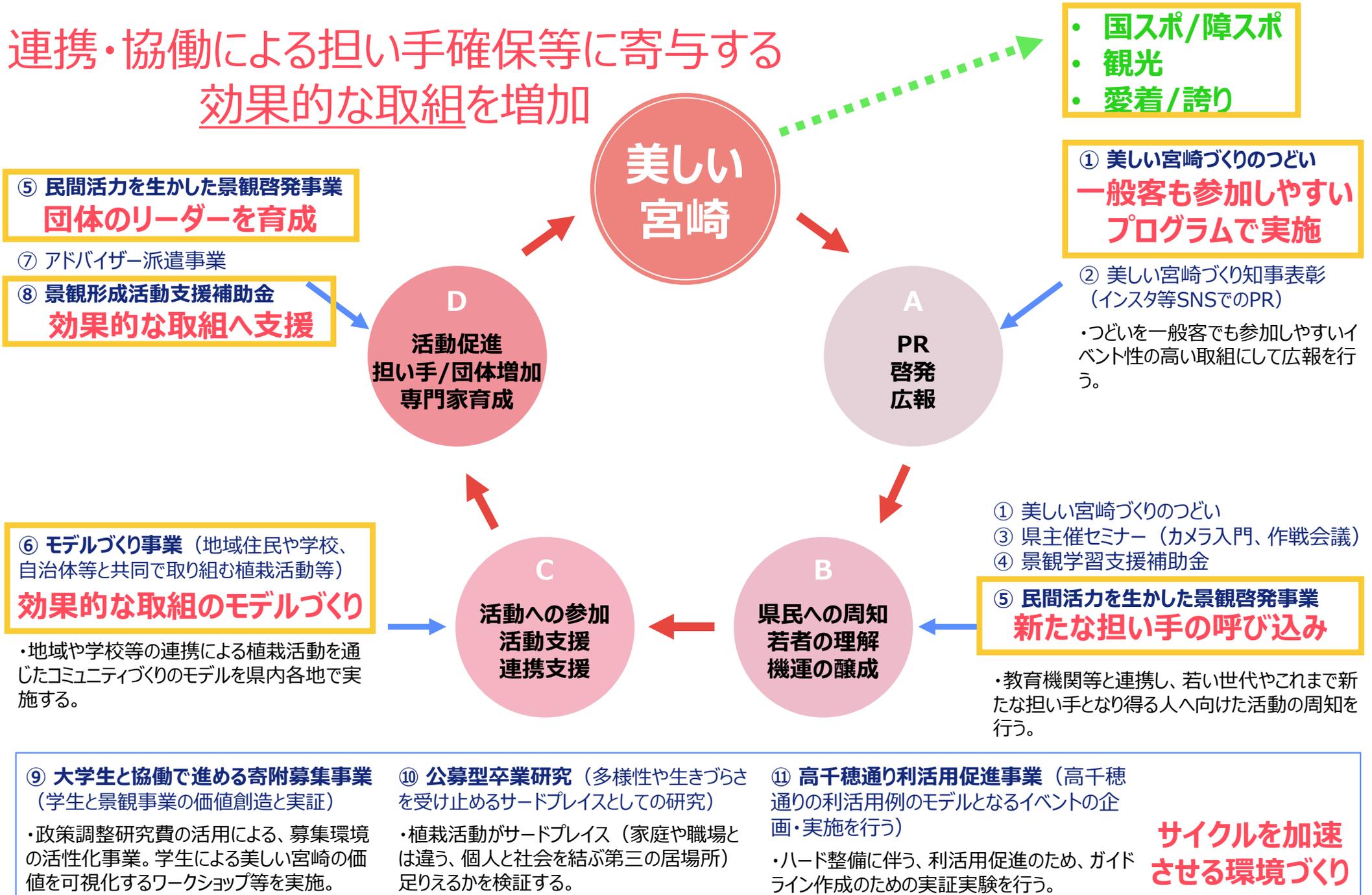
少しずつではあるが、活動団体の登録数が増加する中、地域住民と学校が連携した活動が行われるなど「美しい宮崎づくり」への取組の輪が着実に広がっている。

今後の取組として、「美しい宮崎づくり」の活動を将来の世代に継承するため、若い世代を対象とする景観学習への支援等を通じた将来の担い手の確保や、セミナー等を通じた活動のリーダーとなりうる人材の育成を図る。

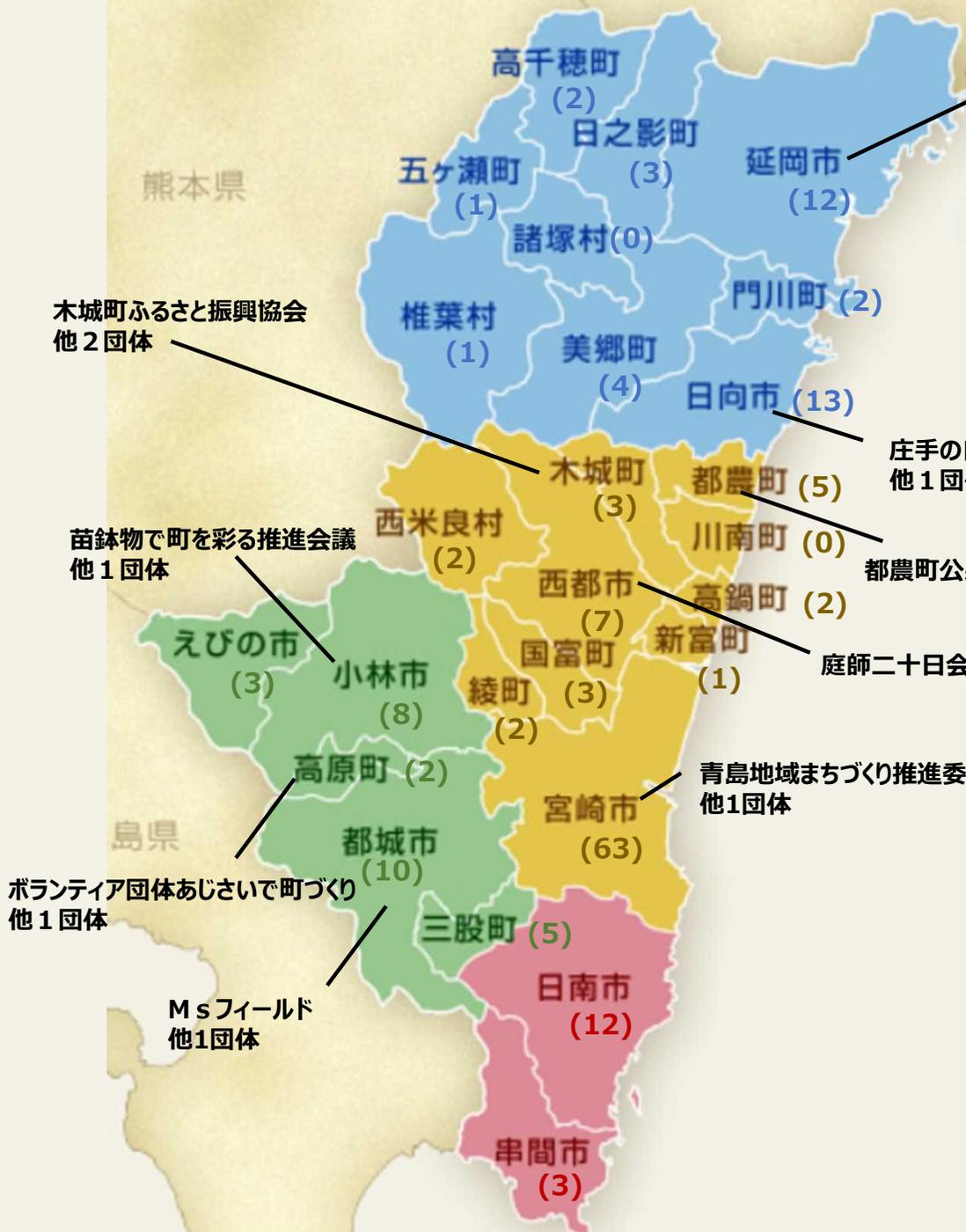
令和7年度事業について

美しい宮崎づくり推進事業 運用イメージ（令和6年度～）

連携・協働による担い手確保等に寄与する
効果的な取組を増加



活動団体の分布・補助金の活用団体（R7.6.30時点）



NPO法人コノハナロード延岡市民応援隊
他2団体

木城町ふるさと振興協会
他2団体

苗鉢物で町を彩る推進会議
他1団体

ボランティア団体あじさいで町づくり
他1団体

M sフィールド
他1団体

庄手の自然を守る会
他1団体

都農町公共施設保全協議会

庭師二十日会

青島地域まちづくり推進委員会
他1団体

活動が盛んな地域

4ブロックに分けて考えると、県北は活動基盤が整っている反面、補助金を活用できない市町村があるため、活用促進を促すきっかけとして本事業がある。

活動が弱い地域

活動団体登録があるにもかかわらず、自治体の要綱がないために補助金の活用がなされていない可能性があるため、自治体に対しても周知と理解を促す根拠として本事業がある。

- 補助金の活用ができない市町村一覧（11市町村）
- 県北：門川町、諸塚村、五ヶ瀬町、椎葉村
- 県央：高鍋町、川南町、新富町、国富町、綾町
- 県西：えびの市
- 県南：串間市

(令和6年度～) 景観形成活動支援補助金のイメージ

1. 連携/協働

新たな担い手の確保や、県民の景観活動への参加のきっかけとなる取組にするため、地域住民や企業、学校等と連携、協働して事業を行う。



地元住民や企業等へ呼びかけを行い、植栽活動やワークショップ、講演会等を実施する。



学校や複数の団体の連携・協働により、新しい観光資源を創出。(左:高千穂峡、右:長田峡)

2. 観光地整備

県や市町村、観光協会等が観光地として紹介する施設や区域等を、景観活動を通じて、より魅力的で快適なものに向上させるための事業を行う。



景観資源を活用した魅力的な観光地づくりや、視点場の整備による快適性の向上に貢献。

3. おもてなし

県内で開催されるイベント等に訪れる方々が利用する公共施設（空港や駅等）やその他周辺地域における、おもてなしにつながる事業を行う。



※ 1～5のうち、2つ以上を実施する。

※ 1～3のうち、必ず1つ以上を実施する。

4. 資金確保



寄附や募金など、活動資金を調達するために必要な事業を行う。

5. 情報発信



自治体等の広報誌・HPやメディア、SNS等を活用した積極的な情報発信を実施する。

民間活力を生かした景観啓発事業の紹介（一般参加型）

（一財）みやざき公園協会



イベント日時

令和6年11月30日

概要

幼少期に植物に触れることは、好奇心を育み、将来自然や環境に興味を持ちやすくなる。親子で楽しく植物に触れる機会を設け、自分たちの住む街の自然や景観について考えるきっかけとなることを目的とした。

民間活力を生かした景観啓発事業の紹介（リーダー育成型）

（一社）宮崎県造園緑地協会



イベント日時

令和7年1月25日、令和7年3月6日

概要

造園業等の関係者や、地域で景観形成活動に取り組む方を対象とするセミナー等の開催を通じ、グリーンインフラに長けた講師を他県より招き、美しい景観を保ち・うまく活用しながら防災・減災ができるということを様々な事例を基に理解・共有し、専門的な知識を習得するための活動を行った。

（一社）日本造園建設業協会 宮崎県支部



イベント日時

令和7年3月13日

概要

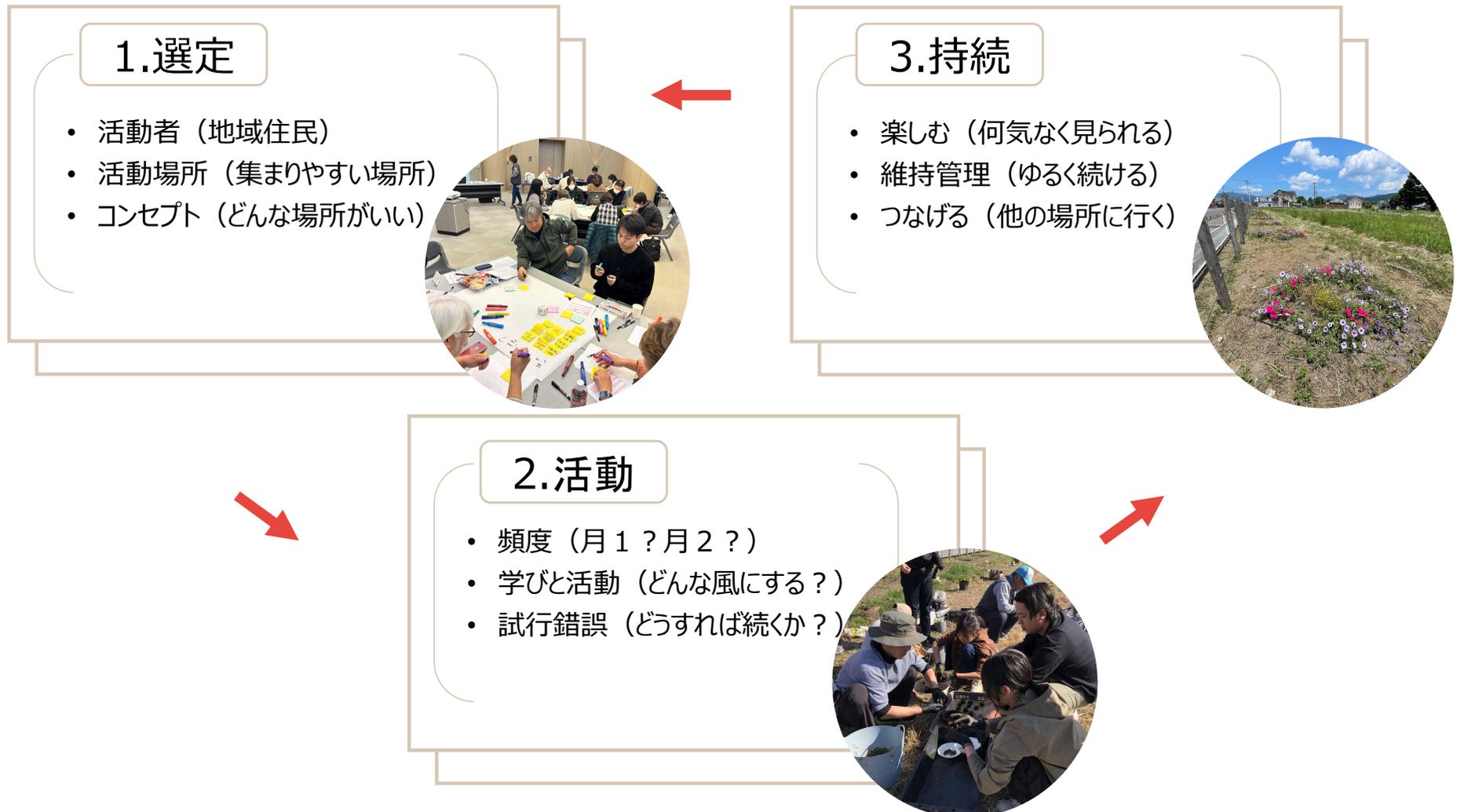
福祉分野における造園業としての専門的な技術や知識を生かせる場として、支援学校の生徒と共につくる花苗事業として花の種蒔き等の景観活動を行い、造園技術の新しい視点を持った人材を育成する活動も行った。

連携・協働による植栽活動のモデルづくり事業について（1/2）

【事業の目的】

- 美しい宮崎づくりへの連携・協働による植栽活動を県内全域に発展させるモデルをつくる。
- 地域における持続性のある地域コミュニティガーデンの形成につなげる。

【事業イメージ】



連携・協働による植栽活動モデル事業について (2/2)

(一財) 日本造園修景協会宮崎県支部



イベント日時

令和6年10月5日、10月19日、12月7日、令和7年3月22日

概要

三股コミュニティーガーデン講座「みんなで育てるおもてなし花壇」全4講座を実施し、講座のほかに参加者のお庭を巡る「ガーデン巡り」の実施や知事視察、MRTラジオ出演なども参加者と共にを行った。令和6年度に引き続き、令和7年度も継続して活動を行い、花壇管理やコミュニティーガーデンの視察等を行っている。

美しい宮崎のつどいについて



イベント日時

令和6年11月17日

概要

従来の屋内で表彰式を行う形から、宮崎県庁5号館で表彰式を実施し、防災庁舎前広場でワークショップを実施する形へ変更した。楠並木朝市と同日開催の効果もあり、参加者数は従来130名程度から500名程度へ増加した。

企業版ふるさと納税・寄付による事業

【企業版ふるさと納税・寄付事業の目的】

- 活動団体の資金不足の解消
- 美しい宮崎をみんなで守るべき「公共財」であることのPR
- 寄附事業の推進をきっかけとした、美しい宮崎づくりを盛り上げる取組の実施

【事業のイメージ】

寄付者

- 寄付（県内企業）
- 企業版ふるさと納税（県外企業）



大学生と協働で進める寄附募集事業

（学生と景観事業の価値創造と実証）

- 企業への訴求に向けて、大学生らと協働で「美しい宮崎づくり」の価値を再認識する活動を展開
- 新たな視点による「美しい宮崎づくり」を活用したPRイベント
- 寄附企業をPRする媒体のデザイン検討



寄付金



集金
PR

- 高千穂通など注目される場所や観光地を活用したPR
- メディアやSNS、さまざまなイベントを通じた広報



寄付金



県内各地の景観活動推進のために使用

《公募型卒業研究（南九州大学）》
多様性や生きづらさを受け止める
サードプレイスとしての「美しい宮崎づくり」

活用先

- モデル事業を実施した地区などにおける、植栽帯の維持や管理に係る費用
- 取組のPR等につながる植栽イベントの開催経費
- そのほか、美しい宮崎づくり事業に必要な様々な事業



大学生と協働で進める「美しい宮崎づくり」の寄附募集事業について

【事業の内容】

1 フィールドワーク、ワーキング



フィールドワークや4回のワーキングを通じて企業への訴求方針を検討。

2 企業ヒアリング



業種の異なる3社を訪問し、企業の考えや企業へのPR方法など、様々な助言をいただく。

大学生と協働で進める「美しい宮崎づくり」の寄附募集事業について

【事業の内容】

3 成果発表会 (R7.3.12)



景観の新たな活用や取組方法について、学生が、高千穂通関係者（宮崎市まちづくり課、MOC、花みちPJ）や協力企業等に提案。将来的な連携等について様々な意見が交わされる。

サードプレイス
ウェルビーイング
企業と市民の交流の場

R7.3.15 宮崎日日新聞



美しい宮崎づくり推進計画の改定に向けて

【県の役割】

広域行政の担い手として、基本的かつ総合的な施策の策定・推進、市町村の施策への協力及び支援、県民・事業者の主体的かつ積極的な取組の促進並びに県、市町村、県民及び事業者の相互連携に必要な措置を講ずる責務を有します。

美しい宮崎づくり推進計画 ～愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」の創造と継承～



平成29年11月
宮崎県



第1章 計画策定に当たって

5 各主体の責務又は役割

美しい宮崎づくりを推進していくためには、県、市町村、県民、事業者がそれぞれの責務又は役割を認識した上で、相互に連携して取り組むことが重要です。条例では、それぞれの責務や役割を次のとおり定めています。

(1) 県の責務

【美しい宮崎づくり推進条例（抜粋）】
（県の責務）
第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、美しい宮崎づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するものとする。
2 県は、広域行政を担う者として、市町村との適切な役割分担を踏まえつつ、市町村が実施する地域の特性を生かした美しい宮崎づくりに関する施策に協力し、及びこれを支援するものとする。
3 県は、美しい宮崎づくりに関する県民及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
4 県は、美しい宮崎づくりに関する施策を効果的に推進するため、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携を図ることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

県は、広域行政の担い手として、基本的かつ総合的な施策の策定・推進、市町村の施策への協力及び支援、県民・事業者の主体的かつ積極的な取組の促進並びに県、市町村、県民及び事業者の相互連携の推進に必要な措置を講ずる責務を有します。

(2) 市町村の役割

【美しい宮崎づくり推進条例（抜粋）】
（市町村の役割）
第5条 市町村は、基本理念のっとり、景観行政を主体的に担う者として、県との適切な役割分担を踏まえつつ、県、県民及び事業者と連携し、地域の特性を生かした美しい宮崎づくりに関する施策を推進するよう努めるものとする。

市町村は、景観行政を主体的に担う者として、景観法に基づく景観計画を策定するなど、それぞれの地域が有する特性を生かした美しい宮崎づくりに関する施策を推進する役割を担います。

美しい宮崎づくり推進計画の改定に向けて

01

計画期間

02

【重点施策】及び【分野別施策】の統合

03

記載内容の量